

(その1)

収 支 報 告 書

全団体必要様式



令和 6 年 6 月 12 日開催分

(ふりがな) しばけんとちのりえうせいじけんめい
1 政治団体の名称

佐賀県土地改良政治連盟

2 主たる事務所の所在地

佐賀市大財三丁目8番30号

3 代表者の氏名

徳川 博人

4 会計責任者の氏名

副島 孝文

事務担当者の氏名

副島 孝文

(電話) 0952-24-0768

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体

の届出をした

者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者

の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで

備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。

2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。

5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その6)

(6) その他の収入									
摘 要		金 額						備 考	
		十億		百万		千		円	
こ の 頁 の 小 計									0
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の									60
合 計									60

- 備考 1. 1件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		(国 人)	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計					0			
その他の寄附			620	0000				
合 計			620	0000				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
宮崎雅夫後援会	十億	百万	千	円	6.11.19	東京都港区新橋5-33-9 グリーンビル3F	太田 信介	
この頁の小計								
その他の寄附								
合 計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	
1 経 常 経 費		十億	百万	千	円				
(1) 人 件 費				480000	0				
(2) 光 熱 水 費					0				
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					0				
(4) 事 務 所 費				212061					
小 計				692061					
2 政 治 活 動 費									
(1) 組 織 活 動 費				321735					
(2) 選 挙 関 係 費					0				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費									
ア 機関紙誌の発行事業費					0				
イ 宣 伝 事 業 費					0				
ウ 政治資金パーティー開催事業費					0				
エ そ の 他 の 事 業 費					0				
(4) 調 査 研 究 費					0				
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				150000					
(6) そ の 他 の 経 費					0				
小 計				471735					
合 計			1163	796					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

この様式は政治活動費用です。

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）（1）支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（ ）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 寄附・交付金 (負担金)			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	百	十	円				
負担金			150	000	00	円	2018.6.18	全口土地改良政治連盟	東京都港区新橋5-32-9 2階	
この頁の小計			150	000	00	円				
その他の支出						0				
合 計			150	000	00	円				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 12 日

政治団体の名称 佐賀県土地改良政治連盟

会計責任者の氏名 副 島 孝 文

代表者の氏名 _____
(解散の場合のみ)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。